

「暴風警報」「大雨警報」等発表時の利用調整会の開催について

名古屋市西生涯学習センター

利用調整会の当日、暴風警報などが発表された場合の対応は次のとおりです。

1 次の場合は、利用調整会を中止し、延期します。

(1) 利用調整会の開始1時間前の時点で、名古屋市域に

- ① 「暴風警報」「暴風特別警報」「暴風雪警報」「暴風雪特別警報」が発表されている場合
- ② 東海地震の発生に関する注意情報が発表されている場合、または警戒宣言が発令されている場合
- ③ 震度5強以上の地震が発生した場合
- ④ その他災害等のため事業を実施することが適当でないと認められる場合

(2) 利用調整会の開始1時間前から開始時間までの間に、(1)のような事態になった場合

※利用調整会の開始1時間前とは

- ア 午前の利用調整会；午前8時30分の時点
- イ 午後の利用調整会；午後1時の時点
- ウ 夜間の利用調整会；午後5時30分の時点

(3) 延期する日

中止となった利用調整会の翌日に順延します。

(警報が継続していれば解除された翌日に順延。なお、順延日が土、日、祝日にあたる場合は次の平日)但し(1)②③④の場合は、状況に応じてその都度定める日に順延します。開始時刻は、いつものとおりです。

2 次の場合は、上記の1(1)及び(2)の時点で、利用調整会を中止し、延期することがあります。当センターまでお問い合わせください。

(1) 名古屋市域に

- ①大雨警報(浸水害) ②大雨警報(土砂災害) ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雨特別警報(浸水害) ⑥大雨特別警報(土砂災害) ⑦高潮特別警報のいずれかが発表されている場合

(2) 災害等のため事業を実施することが適当でないと認められる場合

〔問い合わせ先〕名古屋市西生涯学習センター

電話 052-532-1551

FAX 052-532-1552